

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県聴聞手続規則（抜粋）

（聴聞調書及び報告書の記載事項等）

第13条 法第24条第1項又は条例第24条第1項の調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第4号、第5号及び第8号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、主宰者が記名しなければならない。

- （1） 聴聞の件名
- （2） 聴聞の期日及び場所
- （3） 主宰者の氏名及び職名
- （4） 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人並びに補佐人（以下この項において「聴聞参加者」という。）の氏名及び住所
- （5） 聴聞の期日における審理に出席した職員（第8号において「出席職員」という。）の氏名及び職名
- （6） 聴聞の期日に出頭しなかった聴聞参加者の氏名及び住所並びに当事者及びその代理人が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- （7） 聴聞参加者の陳述した意見（陳述書に記載された意見を含む。）の要旨
- （8） 出席職員が行った説明の要旨
- （9） 証拠書類等が提出された場合にあっては、その標目

高知県聴聞手続規則（抜粋）

（聴聞調書及び報告書の記載事項等）

第13条 法第24条第1項又は条例第24条第1項の調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第4号、第5号及び第8号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、主宰者が記名及び押印をしなければならない。

- （1） 聴聞の件名
- （2） 聴聞の期日及び場所
- （3） 主宰者の氏名及び職名
- （4） 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人並びに補佐人（以下この項において「聴聞参加者」という。）の氏名及び住所
- （5） 聴聞の期日における審理に出席した職員（第8号において「出席職員」という。）の氏名及び職名
- （6） 聴聞の期日に出頭しなかった聴聞参加者の氏名及び住所並びに当事者及びその代理人が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- （7） 聴聞参加者の陳述した意見（陳述書に記載された意見を含む。）の要旨
- （8） 出席職員が行った説明の要旨
- （9） 証拠書類等が提出された場合にあっては、その標目

(10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

- 2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当であると認めるものを添付して当該聴聞調書の一部とすることができる。
- 3 法第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書（次条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、かつ、主宰者が記名しなければならない。
 - (1) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
 - (2) 前号の主張に理由があるかどうかについての意見
 - (3) 前号の意見の理由

(10) その他参考となるべき事項

- 2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して当該聴聞調書の一部とすることができる。
- 3 法第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書（次条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、かつ、主宰者が記名及び押印をしなければならない。
 - (1) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
 - (2) 前号の主張に理由があるかどうかについての意見
 - (3) 前号の意見の理由